

福島第一原子力発電所 視察への参加承諾事項

福島第一原子力発電所のご視察にあたっては、「安全第一」及び「核物質防護ならびに放射線防護の遵守」を前提としてご案内しております。18 歳未満^{※1}のご視察者さまは、ご視察にあたり保護者さまの「参加承諾書」が必要となります。以下の内容をご確認の上、ご視察代表者さまへ「参加承諾書」のご提出をお願いいたします。

なお、15 歳未満^{※2}のご視察者さまは、視察をご遠慮頂きます。

※1 満 18 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日が終了するまでの方。

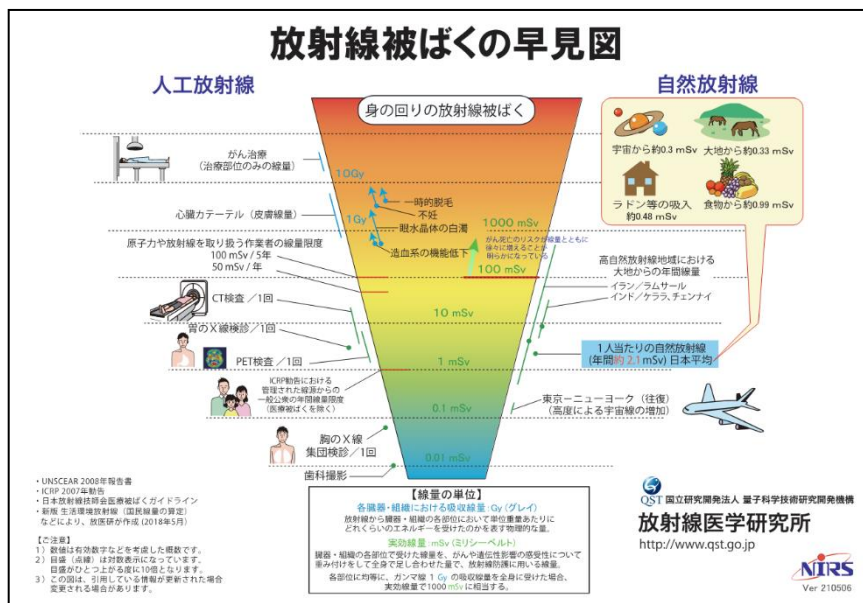
※2 満 15 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日が終了するまでの方。

※ご視察代表者さまから届く「福島第一原子力発電所ご視察にあたっての注意事項（ご視察者さま用）」には、
ご視察のお手続き方法など詳細な記載がございますので、必ず、ご一読をお願いいたします。

1. ご視察にあたっての承諾事項（放射線管理について）

- 放射線管理が必要な区域へ立ち入るため、個人線量計を装着いただきます。
- ご視察時の放射線被ばく量は、0.1 mSv を超えないように管理します。
※視察時の放射線被ばく量は 0.01～0.02 mSv を想定しています。
- ※「2. 放射線被ばくの早見図」をご参照ください。（1 回の歯科撮影検査で受ける一般的な線量は 0.01mSv）
※単位 「mSv/h」（ミリシーベルト/時） 1 時間当たりの放射線被ばく線量
「mSv」（ミリシーベルト） 1mSv=1,000μSv（マイクロシーベルト）
- 飲食物は、放射性物質の内部取り込みの可能性があるため、発電所内に持ち込みできません。
- 皮膚に創傷のある方は、皮膚からの体内に放射性物質を取り込む可能性があるため、ご視察頂けません。
- ご視察内容により、案内者の指示に従い、身体に放射性物質による汚染がないかを確認する汚染検査や、体内への放射性物質の取り込みが問題ないかを確認する測定を行っていただきます。
- ご視察中は、ご視察者さまの安全確保や法令遵守の観点から、案内者の指示に従い行動いただきます。
- 案内者の指示に従って頂けない場合は、中止させて頂くことがございます。

2. 放射線被ばくの早見図



出典：国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構)

以上